

介護職員復職等支援奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 神奈川県が給付する、介護職員復職等支援奨励金（以下「奨励金」という。）については、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染防止対策の徹底などにより業務が増加している介護現場の負担を軽減するため、介護職員の復職等を支援する。

(用語の定義)

第3条 この要領において「福祉・介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条の2に規定するサービスをいう。）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者をいう。

2 この要領において「一定の資格を有する者又は研修を修了した者」とは、介護福祉士、看護師又は准看護師の資格を有する者並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者

養成研修（基礎課程と追加課程の両方又は統合課程を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程と応用課程の両方を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者をいう。

- 3 この要領において「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。

（奨励金の給付）

第4条 奨励金は、対象期間内に別表の施設において、常勤の福祉・介護職員等又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）として新たに雇用が開始され、一定の要件を満たし、業務に従事した場合に給付する。

- 2 前項で規定する「対象期間」とは、令和4年7月21日（木）から、令和5年2月28日（火）までとする。
- 3 第1項で規定する「一定の要件」とは、次のいずれかの要件を満たし、かつ直近の離職日から新たな雇用が開始された日までの間に3か月以上の離職期間を有していることをいう。
- (1) 福祉・介護職員等として概ね3か月以上の実務経験を有すること
 - (2) 一定の資格を有する者又は研修を修了した者であること
- 4 前項の離職期間に関する定めは、次の場合には適用しない。
- (1) 直近の離職前に従事していた業務が、福祉・介護職員等又は看護職員としての業務でない場合
 - (2) 紹介予定派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第4号に規定する紹介予定派遣をいう。）を受け、派遣先で雇用される場合
 - (3) 当該離職期間に関する定めを満たしていた者（前二号に該当する場合を含む）が、第9条の規定により奨励金を返還後、改めて第5条第2項による申請を行う場合
- 5 奨励金の額は、5万円とする。
- 6 奨励金の給付回数は、1回のみとする。
- 7 第1項で規定する雇用には、雇用期間満了による同一施設における継続する雇用及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う事業主による雇用は含まないものとする。
- 8 第1項の規定に関わらず、「令和3年度潜在看護職員復職支援奨励金」の給付を受けた者は、奨励金の給付の対象としない。

（奨励金の申請）

第5条 奨励金の申請期間は、令和4年7月25日（月）から、令和5年3月15日

(水) までとする。

- 2 奨励金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、「介護職員復職等支援奨励金給付申請書（第1号様式）」を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（誓約事項）

第6条 次の各号のいずれにも誓約した者でなければ、奨励金を給付しない。

- (1) 第4条第1項の要件を満たしていること。
- (2) 業務に従事した日から3か月以上継続して勤務する見込みであること。また、3か月未満で離職することとなった場合には奨励金を返還するため、「介護職員復職等支援奨励金返還申出書（第2号様式）」により知事に申し出ること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。また、当該事実の確認のため、個人情報等を神奈川県警察本部長に提供することに同意すること。

（給付の決定）

第7条 知事は、申請者から第5条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに奨励金の給付を決定するものとする。

- 2 知事は、審査の際に申請の内容について第三者に対して確認を行うことができる。
- 3 知事は、奨励金の給付を決定したときは、その決定内容を申請者に通知し、奨励金を給付する。
- 4 知事は、申請の内容が適当と認められないため奨励金の不給付を決定したときは、その決定内容を申請者に通知する。
- 5 知事が第1項の規定による給付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、知事が確認に努めたにもかかわらず申請者の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員は、給付の対象としない。

- 2 知事は、必要に応じ奨励金の給付を受けようとする者又は奨励金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 3 知事は、受給者が第1項に該当するときは、給付決定を取り消すことができる。

(不正受給に対する措置)

第9条 知事は、奨励金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により奨励金の給付を受けた者に対して給付を行った奨励金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 知事は、第6条第2号の申し出に基づき、並びに第8条第3項又は前条の規定により奨励金を返還させることとした受給者が、知事の定める期日までにこれを返還しなかった場合、当該期日の翌日から起算して、受給者が返還した日までの日数1日につき、返還額の額に年2.5パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を徴収できる。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を徴収しないことができ、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて徴収できる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 奨励金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和4年7月25日から施行する。

別表（第4条関係）

神奈川県内に所在する次の施設

- (1) 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設
- (2) 介護保険法第48条第1項第2号に規定する介護老人保健施設
- (3) 介護保険法第48条第1項第3号に規定する介護医療院
- (4) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
- (5) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (9) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）5条1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助
- (13) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等